

目次

- I 育成する人材像と研究科の教学目標
- II 研究科を取り巻く情勢と 2020 年度の教学課題
- III カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況
- IV FD等の授業改善
- V 2023 年度入試
- VI 学習・進路就職支援
- VII 教育支援体制
- VIII 法務研究科の運営について
- IX 2022 年度研究業績

I 育成する人材像と研究科の教学目標

1. アドミッションポリシー

本研究科は、「私立京都法政学校」から始まる 120 年にわたる立命館建学の精神および教学理念に則り、豊かな人間性と国際的視野を持った法曹を養成し、社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。

より具体的には、本研究科は、「地球市民法曹」の養成を教育目標として掲げている。「地球市民法曹」とは、第 1 に、グローバル化の進展の下で市民の立場に立って地球的視点で活動できる法曹であり、第 2 に、法曹として様々な専門分野(国際取引、知的財産法、税制度、環境保護、刑事弁護、家事法務等)をもって活躍する法曹であり、第 3 に、鋭い人権感覚を有し公共性の担い手として活躍する法曹である。

2. 学力形成・進路就職目標

(1) 地球市民法曹養成のための特色あるプログラム

教学理念である地球市民法曹養成のために、本研究科は、第 1 にグローバルな視点の養成という点では、アメリカン大学からの派遣教員による「英米法基礎」の講義や、その協力の下にワシントン D. C. で実施している「外国法務演習 I (ワシントン・セミナー)」、シドニー大学と共同で開講している「現代法務特殊講義(京都セミナー)」及び単位外となるが「東京セミナー」といった科目によって、その実現を図っている。

第 2 の法曹としての専門分野の能力開拓は、先端・展開科目の講義 4 単位と演習 4 単位をセットで履修できることとすることで、専門分野の知識を体系的に身につけ、さらに、実務的な応用力を付けることを図っている。

第 3 の鋭い人権感覚と公共性の担い手意識の養成は、とりわけ、「リーガルクリニック I・II」及び「エクスターンシップ」という臨床系科目の選択必修制によって現場の感覚を学ぶことで、その実現を図っている。リーガルクリニック I に関しては、舞鶴市と連携しての出張法律相談を実施し、また、同 II についても大津市で法律相談を実施している。エクスターンシップの実習受入先確保については、京都・大阪・奈良の 3 弁護士会、民間企業及び地方自治体の法務部門との連携に努め、一定数の受け入れ先を確保している。

これらのプログラムは、本研究科における法曹養成教育の特色として、受験生、学生、社会にアピールしているとともに、2022 年度に実施された日弁連法務研究財団による認証評価にあたって A 評価と高く評価されている。

（２） 司法試験合格に向けた学力形成

本研究科は、司法試験に合格し法曹への道を拓くとともに、上述のような特色ある質の高い法曹を送り出していくことを目指している。法曹になるためには司法試験に合格しなければならない。2020 年司法試験については、最終合格者 8 名（合格率 10.7%）と厳しい結果となった。しかし、2021 年度司法試験については、最終合格者 15 名、全国平均合格率 34.6%に対し、本学の合格率は 19.2%となり、2022 年度司法試験については、最終合格者 19 名、全国平均合格率 41.7%に対し、本学の合格率は 25.3%となり、2 年連続目標水準を達成することができた。今後とも教育内容・方法の一層の改善を進め、正課における知識定着や書く力の向上へ向けた取り組み、また修了後の継続的学習の環境形成・サポート体制を充実させていかなければならない。

Ⅱ 研究科を取り巻く情勢と 2022 年度の教学課題

1. 社会的環境

全国の法科大学院の志願者数及び入学者数の減少に歯止めがかからない状況を受けて、文部科学省中央教育審議会は、2018 年度より、法科大学院入試受験に当たっての適性試験の受験を任意化することを決定し（その後、適性試験は実施されていない）、2019 年度からは、法科大学院の入学者選抜において、法学未修者又は社会人の割合を 3 割以上とする努力義務規定も撤廃している。また、2021 年度からは、修了者の相当程度が司法試験に合格できるよう充実した教育を行うことおよび在学期間の短縮により法科大学院課程修了までに要する負担の縮減を図ることで、優秀な人材が法曹を志望することを狙った法曹コース制度が新たに導入され、本法科大学院も本学法学部との間で法曹養成連携協定を締結したうえで、文部科学大臣より認定を受け、設置が認められた（募集人員 15 名）。本制度に基づく、特別選抜入試は 2022 年度（入学者）入試から実施され、志願者および受験者数 7 名、合格者数 5 名、入学者は 3 名であった。また、かつてのネガティブキャンペーンの影響は年々低下し、法務人材が必要とされているという報道や、法曹コースの設置など法曹志望者にとって好意的な報道がなされるなど、法科大学院志願者の層は増加している。

以上の政策動向や報道を背景に、法科大学院受験へのハードルはやや下がり、全国の法科大学院の延受験者は、2019 年度は大幅に増加した（8184 名）。しかしながら、2020 年度は再び減少に転じ（7361 名）、2021 年度も同程度であった（7431 名）。ところが、2022 年度は大幅な増加に転じた（10564 名）。また、2022 年度に法科大学院に実際に入学した者の数は 1968 名（うち法曹コース特別選抜による入学者数は 203 名）となっており、こちらも同様に増加している（2016 年が 1857 名、2017 年が 1704 名、2018 年が 1621 名、2019 年が 1862 名、2020 年が 1711 名、2021 年が 1724 名）。法学部・法科大学院 5 年一貫教育である法曹コース制度に合わせて、2023 年度からは、法科大学院課程に在学する学生であっても、所定の単位を修得し、1 年以内に修了見込みの者は司法試験が受験できるようになることが、少なからず受験者数および入学者数の増加に影響を与えたように思われる。しかしながら、司法試験受験までの受験期間が短縮されることが法科大学院志願者数の増加につながるのかは、2023 年度以降の司法試験結果をふまえて、全国の志願動向も踏まえた分析が必要である。他方、司法試験の合格者数は、当初の目標が 3000 名であったところ、2008 年度 2065 名、2009 年度 2043 名、2010 年度 2074 名、2011 年度 2063 名、2012 年度 2102 名、2013 年度 2049 名と 2000 名以上を維持してきたが、2014 年度 1810 名となって、初めて 2000 名を下回り、2015 年度も 1850 名となった。さらに、2016 年度 1583 名と大きく減少し、減少幅は鈍化しつつも、2017 年度には 1543 名、2018 年度は 1525 名、2019 年度は 1502 名、2020 年度は 1450 名、2021 年度は 1421 名、そして 2022 年度は 1403 名となり、司法試験合格指数は年々確実に減少している。以上のように、法科大学院は制度的に厳しい競争環境に置かれている。

2. 学生実態

本法科大学院の 2022 年度入学者は 59 名であり、2021 年度（60 名）とほぼ同数である。法学

未修者数は16名、法学既修者の入学者数は43名であり、2021年度と比べて法学未修者の入学者数が4名増加（既修者の入学者数は5名減少）している。また、法学既修者入学者のうち法曹コース特別選抜入試合格者は3名であった。これを出身大学別にみると、立命館大学からの入学者が最も大きく、34名（法学部出身34名）であり、立命館大学出身者が・昨年度と同様に半数以上を占めている。なお、社会人（大学又は大学院修了後1年以上経過し、23歳以上の者）の入学者は17名であった。法学部以外の学部出身者は6名であった。

入学者の男女比率は、2022年度は、既修は女性15名対男性28名であった。未修は女性6名対男性10名であった。入学者全体では、女性21名対男性38名である。

2020年度の休学者は10名（継続2名、新規8名）、退学者は8名（うち、休学終了をもって退学した者は2名。このうち1名は休学から一旦復学した後原級留置となり退学をした。）、除籍者1名であった。なお、休学理由は、病気、家庭の事情、進路変更などであるが、これらの要因が複合的に重なっているケースが少なくない。また、休学には至らないが、身体やメンタルな面での不調を訴える者もあり、法科大学院の学修が厳しいことから生じる特殊性も要因であると思われる。回生進行保留（原級留置）者は9名（既修6名、未修3名）であった。

3. 教育体制

本法科大学院の2022年度の専任教員総数は20名である。客観的には、本法科大学院の収容定員に必要な教員数を充足し、また、実務家教員も必要数在籍しており、教育については適切な教員を確保しているといえるが、決して十分であるとはいえない。計画的な人事により、継続的な教員確保を行い、また、教員の教育に必要な能力の適切な評価を継続する必要がある。

III カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況

1. カリキュラムの実施状況

(1) 法律基本科目

① L1科目

L1における基礎的な学修の確保を図る観点から、段階的学習にも配慮しつつ、法律基本科目を春学期と秋学期に手厚くかつバランスよく配置している。現在、春学期に、憲法A（3単位）、民法Ⅰ（4単位・契約法Ⅰ）、民法Ⅱ（2単位・不法行為）、刑法A（4単位）、商法Ⅰ（2単位）を配置し、秋学期に、憲法B（1単位）、民法Ⅲ（2単位・担保法）、民法Ⅳ（2単位・契約法Ⅱ）、民法Ⅴ（2単位・家族法）、刑法B（2単位）、商法Ⅱ（2単位）、商法Ⅲ（2単位）を配置している。

② L2・S1科目

演習については、L2・S1の混合クラスとする方針で臨んできたが、法科大学院2年目と1年目の者、法律学習を数年経た者とそうでない者の混在クラスは、相互に良い影響を与え合っているものと概ね認められる。

③ 必修講義科目や演習はクラス指定制であるが、クラス変更を希望する院生が一定数存在する。受講したい科目との時間割上のバッティングなど、所定の理由があるものについて、クラス運営上の支障を生じない範囲内でクラス変更を認めている。

(2) 実務基礎科目

① 民事訴訟法実務の基礎、刑事訴訟法実務の基礎

2020年度から「要件事実と事実認定」を「民事訴訟実務の基礎」と改称して、S1L2秋学期に開講している。同科目は派遣裁判官が担当している。また、「刑事訴訟実務の基礎」を新設して同様に開講している。同科目は、派遣検察官ら実務家教員が担当している。いずれも必修科目である。

② 実務総合演習

実務総合演習はいずれも、研究者と実務家の教員が複数で担当しているが、このチームティー

チングの実質化に引き続き取り組んでいる。部門ごとに教材作成や教授方法、テーマ選択などについて検討されている。このような入念な検討が行われることを通じて、理論と実務の架橋という趣旨に沿った授業運営のあり方が具体化されている。なお、2020 年度カリキュラムからは、「公法実務総合演習」「民事法実務総合演習」「刑事法実務総合演習」のうち 1 科目を選択必修としている。

③ 実習科目

リーガルクリニックⅠ（法律相談）、リーガルクリニックⅡ（女性と人権）、エクスターンシップの 3 科目のうち 1 科目を選択必修としていることは、本学のカリキュラム上の大きな特色である。2022 年度の受講生は、リーガルクリニックⅠが 23 名、リーガルクリニックⅡが 13 名、エクスターンシップが 13 名（春学期 6 名、夏学期 7 名）であった。クリニックについては、いずれも新型コロナウイルス感染症対策を万全に施したうえで多数の相談者に対応し、大いに社会貢献を果たした。なお、事前説明会と申し込みによる選抜、マナー&守秘義務講座、事前指導、事後の報告書提出、報告会、事後指導のスタイルは完全に定着している。

④ リーガルリサーチ&ライティング

必修科目として未修者、既修者ともに各々の 1 年目に配置している。

(3) 基礎法学・隣接科目及び先端展開科目

① 科目展開

科目の配置、先端・展開科目の開設科目は適切であり、学生の選択にも十分に配慮されていると評価できる。基礎法学・隣接科目及び先端展開科目では、問題関心に沿って選択された少人数クラスが多い結果、教育効果を上げていると評価することができる。

また、先端展開科目については、2016 年度以降、市民生活密着型法曹、知的財産法務・税法務型法曹、ビジネス・企業法務型法曹、公共法務・環境法務型法曹、国際法務型法曹、刑事法務型法曹の 6 つの履修モデルを用意し、受講生が目指すそれぞれの法曹像にあわせて履修するように指導している。

② 特色ある科目

a) アメリカン大学との協定に基づき実施しているワシントンセミナー（外国法務演習Ⅰ）は、8 月に同大学を訪問して英語で授業を受けるとともに各種施設を訪問する夏期集中科目である。2020 年度及び 21 年度は新型コロナウイルスの関係で海外渡航が制限されたためにやむを得ず不開講としたが、2022 年度は 3 年ぶりに開講し、3 名の受講生が参加した。次年度以降も開講し、引き続き受講生を確保する努力を継続する。

b) シドニー大学との協定に基づき実施している京都セミナー（現代法務特殊講義）は、2 月にシドニー大学生をはじめとする多数の豪州学生を本学キャンパスに迎え入れて、英語で日本法を学ぶ春期集中科目である。2020 年度及び 21 年度は新型コロナウイルスの関係で豪州受講生の参加が不可能となったためにやむを得ず不開講としたが、2022 年度は 3 年ぶりに開講し、32 名の受講生（本学学生 8 名、豪州学生 24 名）が参加した。次年度以降も開講し、引き続き受講生を確保する努力を継続する。

c) そのほかの現代法務特殊講義としては、「複雑民事訴訟」を開講した。

d) 応用人間科学研究科と共同開講している「司法臨床研究」については、リーガルクリニックⅡの受講生を中心に履修指導を行った。

(4) 特定の科目の前倒し受講

2022 年度より、司法試験の在学中受験へのニーズに応えるため、以下の通り特定の科目の前倒し受講を認める体制を整えている。法曹コース特別選抜入学者は、既修 2 年次春学期の必修科目である行政法演習Ⅱ・民事訴訟法演習Ⅱ・刑事訴訟法演習について、既修 1 年次に受講することができる体制を整えている。また、民事訴訟法、刑事訴訟法の履修免除試験に合格した既修者コースの入学者についても、民事訴訟法演習Ⅱ・刑事訴訟法演習について既修 1 年次に受講する

ことができる。具体的には、行政法演習Ⅰ・Ⅱは、既修１年次春学期に行政法演習Ⅰ(H)を受講し、既修１年次秋学期に行政法演習Ⅱ(H)を受講することを原則とする。民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱは、既修１年次春学期に民事訴訟法演習Ⅱを受講し、既修１年次秋学期に民事訴訟法演習Ⅰを受講することとなり、刑事訴訟法演習は既修１年次秋学期に刑事訴訟法演習(33)を、刑事訴訟法Ⅱと同時受講することとなる。2022年度の実績は、行政法演習Ⅰ(3名)、行政法演習Ⅱ(1名)、民事訴訟法演習(12名)、民事訴訟法演習Ⅱ(3名)、刑事訴訟法演習(4名)であった。

(5) 定期試験

法律基本科目の講義科目および演習科目ならびに、実務基礎科目のうち実務総合演習については、すべて定期試験科目として執行している。また、受講生の学修時間を確保するために、最終講義日から定期試験まで一定の間隔(いわゆるリーディングピリオド)をおくように配慮している。

(6) 成績評価

① 成績評価については、2012年3月27日の教授会において、同一科目複数担当の科目につき、クラス間のバラツキが生じないように、科目担当者会議を行い、成績評価基準の統一を図ること、単独で担当の科目についても厳格かつ適正な成績評価を行うこと、試験講評は、到達目標との関係がわかるように書くこと、出席していることだけで、平常点を付与することはしないこと等を改めて決議した。この内容は毎年確認されている。また、2014年度には、成績評価の客観化を一層徹底するために、科目の特性に応じて、先端展開科目を除く同一科目複数担当科目について、クラス間での成績分布に極端な偏りが生じないようにする旨、成績評価ガイドラインを改訂した。

② 成績評価は、科目目標や「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に照らして作成された試験問題を踏まえて、評価を行っている。これにより、個々の学生が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を修得したかを評価できる基準となっている。

③ さらに2013年の教授会で「法律基本科目と実務基礎科目においては、学生の応答や出欠による平常点評価の割合が全成績評価のうち2割を超えないものとする」との統一的な基準につき決議を行い、この決議に従った運用を実施している。

(7) 疑義照会・異議申立て

2022年度春学期の疑義照会は17件、異議申し立て1件であった。2022年度秋学期の疑義照会は14件、異議申し立ては8件であった。2005年度後期(現秋学期)からこれらの制度を実施しているが、担当教員からは個別面談を行う等、丁寧な対応が行われている。

2. カリキュラム改革の概要・進捗

法科大学院の環境変化及び2017年度の認証評価を受けて、教務委員会でのカリキュラム改革の議論を経て、研究科として、カリキュラム改革を決定した(2018年7月10日教授会)。具体的には、実務総合演習の選択必修化、実務基礎科目の改革、科目属性の変更、展開・先端科目における受講者数の少ない科目の廃止、系統履修をより実質化するための履修セメスターの変更である。また、2020年度カリキュラムの円滑な実施に備えて、クラス数の決定、実務総合演習のグレード制の廃止などの決定等を行った。

2020年度入学者より新カリキュラムの適用が始まり、円滑に移行されている。2021年度開講科目をもって2020年度カリキュラムは完成したが、経過措置の一部が継続中である。

IV FD等の授業改善

2022年度FD委員会は、専門分野ごと、および理論と実務の架橋を図る法科大学院の教育理念を考慮し、公法系、民事法系、刑事法系の各科目担当教員から、春学期6名、秋学期6名で構

成した。FD委員会は、夏期休暇を除いて合計15回開催し、FD活動の方針作成と実施を進めた。

授業改善に向けたFD活動の概要は、以下の通りである。

1. 授業改善アンケート

(1) 概要

例年、春学期、秋学期の中頃と終わりに2回ずつ授業アンケートを実施し、当該授業の担当教員に回付するとともに、FD委員会でアンケート内容を分析し、教授会に報告し、その結果を授業改善に反映させるようにしている。今期も同様に実施した。

(2) 2022年度春学期第1回授業アンケート

第6週5月13日(金)～19日(木)に実施した。2022年度春学期においてはオンライン方式での授業はなく、全ての授業について対面授業において、授業時間内にアンケート用紙を配布し、回収する方式でアンケートを実施した。回収率は延べ1069名中985名(92.1%)であった。全科目の延べの満足度は、「非常に満足」28.4%、「満足」59.3%となっており、高い評価を得ている。自由記述欄にも、52.9%に記載が見られた。

(3) 2022年度春学期第2回授業アンケート

第14週7月8日(金)～21日(木)に実施した。実施方式は、授業時間内にアンケート用紙を配布し、回収する方式で実施した。回収率は延べ1093名中972名(88.9%)であった。自由記述欄にも、66.4%に記述がみられた。到達目標の達成度は、「非常に達成していた」38.6%、「ある程度達成していた」53.9%となっており、高い評価を得ている。

(4) 2022年度秋学期第1回授業アンケート

第6週10月31日(月)～11月4日(金)に実施した。実施方式は、授業時間内にアンケート用紙を配布し、回収する方式で実施した。回収率は延べ910名中778名(85.5%)であった。全科目の延べの満足度は、「非常に満足」32.4%、「満足」56.7%と高い評価を得ている。

(5) 2020年度秋学期第2回授業改善アンケート

第14・15週1月6日(金)～19日(木)に実施した。実施方式は、授業時間内にアンケート用紙を配布し、回収する方式で実施した。回収率は延べ855名中711名(83.2%)であった。自由記述欄にも、60.3%に記述が見られた。到達目標の達成度は、「非常に達成していた」43.6%、「ある程度達成していた」51.9%となっており、高い評価を得ている。

2. FDフォーラム

例年どおり、FD活動の改善課題をテーマにして、FDフォーラムを開催した。2022年度は、3回のFDフォーラムを開催した。

当日出席できなかった教員のために、フォーラムの様子は録画のうえDVD化し、希望者が閲覧できるようにした。

(1) 第1回FDフォーラム

2022年7月12日(火) 15:15-16:15 205教室 出席者14名

テーマ 「授業内課題に対するフィードバックについて」

報告者

趣旨説明 渕野貴生教授・FD委員長

中山布紗教授(民法)

湊二郎教授(行政法)

山口直也教授(刑事訴訟法)

2022 年度の第 1 回 FD フォーラムでは、「授業内課題に対するフィードバックについて」をテーマとして取り上げた。授業の進行・進展に応じて、受講生の理解度及び到達度を確認し、理解が不十分な点や誤っている点をフィードバックして、受講生がその後の学修に活かすことができるようにすることは、法科大学院の教育として必須不可欠である。法務研究科では、従来、科目の特性を踏まえながら、各教員が、各々の授業において、小テストや中間到達度検証、さらには任意の提出課題などを課すなどの工夫を積み重ねてきた。しかしながら、近年、1 クラス当たりの受講者数が増加しつつあり、さらに、法学部の法曹コース科目の担当が求められるなか、授業内課題に対するフィードバックの方法にはさらなる工夫が必要となってきたといえる。そこで、今回は、法律基本科目の授業担当者から、どのような目的でどのような授業内課題を課し、提出された課題に対してどのような方法でフィードバックを行っているかについて報告してもらい、教員間で意見交換とグッドプラクティスの共有を図ることとした。

各報告においては、中間到達度確認試験を実施したうえで、添削答案返却後に、手書きでの再起案を提出させ、再起案の提出と引き換えに解説を配布するという多段階でのフィードバックを行っている、当日の授業で扱う内容を出題範囲とする小テストを、授業の始めの 5 分間で実施し、小テスト直後に簡単な解説が行っている、中間到達度検証を実施し、基本論点に関する事例問題について解答させたうえで、添削・採点して返却しているといった実践例が報告された。民法・行政法・刑事訴訟法分野での実践詳解の報告を受けた質疑・議論では、フィードバック後に受講生が問題点を修正できているかどうかをさらに個別にフォローすることが効果的であり、かつその必要性も高いが、他方で、受講生数が増加するにつれて、個別の指導に多くの時間を割かなければならなくなるので、費用対効果を考えながらフィードバックの方法を模索する必要がある、多くの受講生が同じ問題点を持っていたり、同じ間違いをしているので、添削内容をある程度共通化することで、フィードバックを効率化することが可能であるなどの意見が出された。

（2）第 2 回 FD フォーラム

2022 年 11 月 22 日（火） 15:20-16:15 205 教室 出席者 12 名

テーマ 「在学中受験に向けた受講のあり方について」

報告者

趣旨説明 淵野貴生教授・FD 委員長

北村和生教授（行政法演習Ⅰ・Ⅱ） 淵野貴生教授（刑事訴訟法演習）

第 2 回 FD フォーラムでは、「在学中受験に向けた受講のあり方について」をテーマとして取り上げた。司法試験制度改革の一環として、2023 年度より、司法試験の実施時期が 7 月に変更になるとともに、法科大学院在学中に司法試験を受験することができる制度がスタートする。本学法科大学院においても、院生の在学中受験に対する関心は非常に高く、当初の予想よりも多くの院生が受験を希望しているとの情報が得られている。在学中受験を行うためには、司法試験直前期にあたる未修 3 年次・既修 2 年次春学期に、司法試験受験に向けた学修時間を集中的に確保することが有効であると考えられることから、法曹コース出身入学者および訴訟法の履修免除を受けた者を対象に、一部の科目について、正規の受講セメスターよりも前のセメスターでの受講を推奨するという対応（前倒し受講）を取った。一方で、前倒し受講をしている院生の学修の様子を見ると、負担が加重になっているのではないかと懸念される状況も見られるところであり、さらに、前倒し受講を辞退する院生も複数名見られる状況にある。

そこで、今回は、前倒し受講対象科目の授業担当者から、前倒し受講をしている院生の学修の進捗度や達成度、あるいは正規受講生との相対比較などについて報告してもらい、前倒し受講のメリット・デメリットや在学中受験に向けた指導のあり方等について教員間で意見交換とグッドプラクティスの共有を図ることとした。

各報告においては、前倒し受講者のなかに辞退者が複数おり、受講生にとって前倒し受講がかなりの負担になっている様子がうかがえること、在学中受験の受験資格を得るために前倒し受講が必要不可欠な科目以外の科目については、必ずしも前倒し受講を推奨する必要性は低いのではないかという指摘などがなされた。行政法演習Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法演習での状況報告を受けた質疑・議論では、法学部の法曹コースにおいて基礎学力を身に付けることが重要であり、法学部との一層の連携強化が必要ではないか、一般的に学部のとときの成績と比べて法科大学院の成績は下振れするので、過剰に深刻に受け止めないように助言していくべき、前倒し受講対象科目だけでなく法律基本科目全体の学修状況を構造的に把握したうえで指導していくべき、入学時のガイダンスにおいて法曹コース出身者等に前倒し受講を推奨するという方針について再検討すべきではないか、などの意見が出された。

（３）第３回FDフォーラム

2023年2月28日（火） 15:45-16:45 601 東会議室 出席者 16 名

テーマ 「立命館大学法科大学院での教育活動について」

報告者

松宮孝明教授（刑法） 村田敏一教授（商法）

第３回FDフォーラムでは、長年にわたって立命館大学法科大学院における教育活動ならびにFD活動をリードしていただき、今年度末でご定年を迎えられる松宮孝明教授と村田敏一教授に「立命館大学法科大学院での教育活動について」をテーマにご報告いただいた。これまでの本研究科での教育・FD活動を振り返っていただき、今後の課題について教員間で意見交換と情報共有を図ることとした。

松宮教授からは、第１回現行司法試験前後の法科大学院の取り組みと刑法教育におけるFDという２つの点についてご報告いただいた。前者については、法科大学院発足当初は、教授会を中心とする「新司法試験研究会」を通じた論文模試とエクステンション主催の短答模試・弁護士ゼミとの両輪で、院生に対して法的文章を書く力の涵養と各法分野の基本的知識の修得を目指した。ところが、2007年の第１回認証評価において「新司法試験研究会」が受験偏重と指摘され、模試・答練、弁護士ゼミを全面的にエクステンションセンターに委託する体制に変更した。しかし、その後、全国の法科大学院の司法試験合格率の低下が問題視されるに至り、現在は、正課授業の中で司法試験の過去問を扱うなど、起案能力の涵養を重視した指導が認められるに至っている。また、後者については、正課で開講できる単位数が厳しく限定されているため、授業で重点的に取り扱う項目・論点を絞らざるを得ない。刑事法展開演習において刑法領域の担当回を増やすなど、カリキュラム上、一定の対応は行ったが、なお限界があり、基本的判例知識の底上げなど、正課で足りない部分は、自主ゼミでの取り組みで補充せざるを得ない。しかし、既修入学者については刑法演習以外は必須科目ではないので、刑事法展開演習等を選択しない院生、自主ゼミにも参加しない院生に対してはフォローできないという問題点がある。

村田教授からは、FD活動の目的・目標をしっかりと定めることの重要性和商法教育についてという２つの点についてご報告いただいた。前者については、法科大学院におけるFD活動の目的は、司法試験の合格水準を修得させることにある。FD活動の自己目的化に陥らないように常に意識する必要がある。とくにFD活動を長くやっていると、テーマが尽きてきて、どんどんと細かい論点に入り込み、司法試験対策の基本を見失うおそれがあるので、本末転倒を避けるということを肝に銘じなければならない。また、後者については、院生に正課で合格できる力を身に付けさせるために、答案を書かせることにこだわってきた。具体的には、中間到達度確認も最終試験も120分試験を実施してきた。90分試験と120分試験とは全く別物であり、本番と同じ条件に体と頭を慣らすことがぜひとも必要である。併せて、ロースクール既修入学の最初から司法試験問題を意識させることも必要である。要は、司法試験から逃げない姿勢を醸成すべきである。また、基本書と重要判例の反復学習を促し、「暗記」させることも大事である。基礎知識を定着

させるためには、暗記をおろそかにしてはならない。

報告後の意見交換では、基本判例の規範や基本概念の定義など最低限の基礎知識を早い段階で定着させて、学力の底上げを図る必要があるが、そのためには、学部教育との接続ならびに法学部との共同FD活動を一層強化する必要があるのではないか、書く力を身に付けさせるために試験の機会を増やすことは有効と思われるが、時間割上の余裕がない状況では土曜日等の活用も検討する必要があるといった意見が出された。

3. 授業参観

2022年度春学期については、6月に、FD委員が中心となって、春学期開講の法律基本科目・実務基礎科目を対象に授業参観を実施した。2022年度秋学期については、11月下旬から12月上旬に、FD委員が中心となって、秋学期開講の法律基本科目・前倒し受講科目を対象に授業参観を実施した。

また、例年通り、新任教員の担当科目も参観対象にし、新任教員自身による授業参観も実施した。

授業参観の結果については、参観者が報告書を作成し、当該報告書のコピーは授業担当者（兼任教員・非常勤教員を含む。）に渡されるほか、FD委員会でもその内容を検討し、教授会で報告している。また、兼任教員・非常勤教員については、FD委員長または事務室を通じて、FD活動に関する意見を提出することができるものとしている。

4. FD懇談会

FD懇談会は、法科大学院の授業に協力いただいている兼任教員・非常勤教員・授業担当教員とFD委員会担当教員とで、FD活動の到達点と課題を共有し意見交換を行うものである。従来、各年奇数年に開催してきたが、2022年度から毎年・毎学期の実施に変更した。

春学期のFD懇談会は、7月5日（火）13:00～14:30にZOOMで実施し、出席者は14名であった。受講生属性の情報共有の必要性、未修者教育の在り方に関して書く力をサポートする必要性、授業内での答案の共有の必要性、欠席問題の4点に重点が置かれ、意見交換を行った。

秋学期のFD懇談会は、12月20日（火）14:40～16:10にZOOMで実施し、出席者は8名であった。受講者の出欠状況と受講態度、オムニバス授業における授業アンケートの実施、授業回数および授業時間の変更による教育効果上の問題点、TAの運用についての4点に重点が置かれ、意見交換を行った。

5. その他

FD活動の成果を公開し、社会に向けても発信していくために、2006年度からFD活動の概要を紹介するニューズレターを年に1回発行し、立命館大学法科大学院HPに掲載している。2022年度は2023年3月31日に通巻第17号を発行した。

V 2023年度入試

法務研究科（法科大学院）は、2023年4月入学の学生を受け入れるために、過年度よりウェブサイト（<https://www.ritsumeit.ac.jp/lawschool/introduce/>）の「概要—本学の目指す法曹要請」ページにも「本学のめざす法曹養成（教育目標）」という標題の研究科長名の簡にして要を得た文面のほか、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）とともに掲げている入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、その要旨を忠実に反映する入試の方針を定めていた。2023年度入学試験要項や2023年度5年一貫型教育選抜入学試験要項の表紙の裏面にも、それぞれの冒頭に明記されるべき重要な事項として本学の目指す法曹養成（教育目標および人材育成目的）とともに3つのポリシーが掲げられており、そのうち入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）とは標題のみが微妙に異なるアドミッション・ポリシー〈入学者選抜の方針〉の文面は、次の3つの段落によ

り構成されている。

立命館大学法科大学院は、豊かな人間性と国際的視野をもって活躍する地球市民法曹の養成をめざします。そのために、1学年に法学未修者を20名程度、法学既修者を50名程度受け入れます。優秀な法学既修者を多く受け入れることによって、法学未修者にも学習面でよい刺激を与えることを期待しています。

入学者像を考えるにあたり、国際競争力を高める上で必要な法曹の育成を視野に入れ、法的紛争の国際化に対応できる人材を養成するため、英語等外国語能力に秀でた学生が入学できるように努めています。さらに、複雑化する現代社会に対応できる法曹を輩出するには、多様な背景を持った社会人や法学部以外の学部出身者の入学も重要です。社会人と非法学部出身者を合わせて、毎年入学定員の3割程度は受け入れたいと考えています。

最後に何よりも大事なのは、法曹への意欲と使命感にあふれる人材に入学してもらうことです。立命館大学法科大学院の入学試験においては、これらの点を重視します。

教授会において議決（2022年4月19日）された2022年度入試（2021年8月・9月・2022年2月実施）の総括には、全国の法科大学院入学志願者数や司法試験合格者数の推移のほか、とりわけ法曹コースの導入を背景とする状況の分析に基づき、2023年度入学試験要項や2023年度5年一貫型教育選抜入学試験要項に明記されている狭義の入試実施方針や入試日程についてばかりでなく、募集広報方針（入学者確保戦略）についても課題が確認されている。出願者数や受験者数が回復傾向にあることに対応しては、本学独自の給付型の奨励奨学金を引き続き活用するなどして、志願者のうち受験者に占める合格者の割合（競争倍率）が2.0倍以上に回復していたのを維持しながら、合格者に占める入学（手続）者の割合（歩留率）の維持と向上を目指すべきことが記載されている。かねてより入試委員会とは別に入学政策委員会を設けている法務研究科において入学政策の重点課題とされてきた入試広報については、本学の近隣にありながら諸種の事情により個別の説明会の開催を実現することができていない大学の法学部に対して引き続き打診する機会を探ることのほか、とりわけコロナ禍を契機にして多方面に定着したオンライン開催の説明会の利点を積極的に活用することが、基本的な方針として記載されている。

1. 2023年度入試の実施状況と評価

上記の既定の方針に準拠して、これを逸脱することなく、2023年度入学試験要項に記載のとおり、2023年4月入学者を選抜するための前期日程と中期日程と後期日程の筆記試験（2022年8月6～7日、9月17～18日、2023年2月4～5日）と面接試験（2022年8月6日、9月17日、2023年2月4日）を実施したほか、2023年度5年一貫型教育選抜入学試験要項の記載に基づく面接試験（2022年9月25日）を実施した。なお、前年度からの変更点として、福岡会場（TKP博多駅筑紫口ビジネスセンター）の設定を中期日程のみにした。

また、これらの出願者を多く得るために、これまた既定の募集広報方針に準拠して、過年度と同様に広報活動を展開した。合格者に占める入学（手続）者の割合（歩留率）の維持と向上のほか、前途有望の新入生の入学準備を効果的に促進するための合格者ガイダンスや入学前プログラムなども恒例の企画として実施した。

① 2023年度4月入学入試の実施状況

法学未修者を受け入れるためのA方式とC特別方式については、小論文（120分間、300点）の筆記試験を、法学既修者を受け入れるためのB方式とD特別方式とE特別方式については、憲法（60分間、100点）、民法（80分間、120点）、商法（60分間、100点）、刑法（60分間、100点）の4科目の筆記試験を、それぞれ実施した。各科目の出題と採点は、それぞれに必要な知見と経験に不足のない複数の教員が共同担当した。特別方式の面接試験（20分間程度）は、各2名の教員の共同担当により、5年一貫型教育選抜入学試験の面接試験（25分間程度）は、各3名の

教員の共同担当により、それぞれ実施した。これらのうち、5年一貫型教育選抜入学試験については、法曹コース（連携先である立命館大学法学部の法曹進路プログラム）の第1期生を迎え入れた2022年度4月入学入試の面接試験（40分間程度）を各4名の共同担当により実施していた時間を縮めて体制を小さくしたが、いずれも2023年度5年一貫型教育選抜入学試験要項に記載されていない要領を特別方式の実施形態に近づけたものである。なお、B方式、D特別方式、E特別方式の合格者が法学既修者として受験することのできる民事訴訟法と刑事訴訟法の履修免除試験（2023年2月26日、120分間、各100点）も、2023年度入学試験要項に記載されているとおり実施した。

（参考）2023年4月入学入試の実施日程

	前期日程	備考
出願期間	2022年7月5日（火）～7月26日（火）	
実施選考	8月6日（土） 筆記試験：A方式、C特別方式 面接試験：C特別方式、D特別方式 8月7日（日） 筆記試験：B方式・D特別方式	試験会場 京都（朱雀キャンパス） 大阪（AP大阪） ※ 特別方式は京都のみ
合格発表	8月22日（月）	
1次手続	2021年8月22日（月）～9月5日（月）	
2次手続	2023年2月22日（水）～3月9日（木）	

	中期日程	備考
出願期間	2022年8月16日（火）～9月6日（火）	
実施選考	9月17日（土） 筆記試験：A方式、C特別方式 面接試験：C特別方式、D特別方式、E特別方式 9月18日（日） 筆記試験：B方式、D特別方式、E特別方式	試験会場 京都（朱雀キャンパス） 大阪（AP大阪） 福岡（TKP博多駅筑紫口） ※ 特別方式は京都のみ、福岡なし
合格発表	10月3日（月）	
1次手続	2022年10月3日（月）～10月17日（月）	
2次手続	2023年2月22日（水）～3月9日（木）	

	後期日程	備考
出願期間	2023年1月10日（火）～1月24日（火）	
実施選考	2月4日（土） 筆記試験：A方式、C特別方式 面接試験：C特別方式、D特別方式、E特別方式 2月5日（日） 筆記試験：B方式、D特別方式、E特別方式	試験会場 京都（朱雀キャンパス）
合格発表	2月20日（月）	
1次手続	第2次手続と一括	
2次手続	2023年2月22日（水）～3月9日（木）	

	5年一貫型教育選抜	備考
出願期間	2022年8月16日（火）～9月13日（火）	
実施選考	9月25日（日）	試験会場

	面接試験	京都（朱雀キャンパス）
合格発表	10月3日（月）	
1次手続	2022年10月3日（月）～10月17日（月）	
2次手続	2023年2月22日（水）～3月9日（木）	

	履修免除試験	備考
出願期間	2023年1月30日（月）～2月22日（水）	
実施選考	2月26日（日） 筆記試験（民事訴訟法、刑事訴訟法）	試験会場 京都（朱雀キャンパス）
結果発表	3月2日（木）	

（参考）2023年4月入学入試の実施結果

	方式	試験会場	志願者数	受験者数	合格者数	1次手続者数	入学者数	競争倍率	歩留率
前期日程	A方式	京都	19	18	7	6	4	2.57	57.1%
		大阪	20	20	10	6	5	2.00	50.0%
		合計	39	38	17	12	9	2.24	52.9%
	B方式	京都	68	63	33	30	11	1.91	33.3%
		大阪	34	31	12	9	5	2.58	41.7%
		合計	102	94	45	39	16	2.09	35.6%
	C特別方式	京都	5	5	0	0	0	0.00	0.0%
	D特別方式	京都	4	4	4	2	1	1.00	25.0%
	未修者コース合計		44	43	17	12	9	2.53	52.9%
	既修者コース合計		106	98	49	41	17	2.00	34.7%
	総計		150	141	66	53	26	2.14	39.4%
中期日程	A方式	京都	13	13	6	5	2	2.17	33.3%
		大阪	16	15	8	5	4	1.88	50.0%
		福岡	2	2	0	0	0	0.00	0.0%
		合計	31	30	14	10	6	2.14	42.9%
	B方式	京都	49	46	21	17	8	2.19	38.1%
		大阪	24	22	10	7	5	2.20	50.0%
		福岡	2	1	0	0	0	0.00	0.0%
		合計	75	69	31	24	13	2.23	41.9%
	C特別方式	京都	7	7	3	3	2	2.33	66.7%
	D特別方式	京都	4	3	2	2	0	1.50	0.0%
	E特別方式	京都	5	5	4	4	0	1.25	0.0%
	未修者コース合計		38	37	17	13	8	2.18	47.1%
	既修者コース合計		84	77	37	30	13	2.08	35.1%
	総計		122	114	54	43	21	2.11	38.9%
月後	A方式	京都	27	24	11	—	5	2.18	45.5%

	B 方式	京都	76	67	32	—	10	2.09	31.3%
	C 特別方式	京都	5	5	2	—	2	2.50	100.0%
	D 特別方式	京都	9	9	6	—	3	1.50	50.0%
	E 特別方式	京都	8	7	5	—	4	1.40	80.0%
	未修者コース合計		32	29	13	—	7	2.23	53.8%
	既修者コース合計		93	83	43	—	17	1.93	39.5%
	総計		125	112	56	—	24	2.00	42.9%
年間	A 方式	京都	59	55	24	11	11	2.29	45.8%
		大阪	36	35	18	11	9	1.94	50.0%
		福岡	2	2	0	0	0	0.00	0.0%
		合計	97	92	42	22	20	2.19	47.6%
	B 方式	京都	193	176	86	47	29	2.05	33.7%
		大阪	58	53	22	16	10	2.41	45.5%
		福岡	2	1	0	0	0	0.00	0.0%
		合計	253	230	108	63	39	2.13	36.1%
	C 特別方式	京都	17	17	5	3	4	3.40	80.0%
	D 特別方式	京都	17	16	12	4	4	1.33	33.3%
	E 特別方式	京都	13	12	9	4	4	1.33	44.4%
	5 年一貫型	京都	7	7	6	6	3	1.17	50.0%
	未修者コース合計		114	109	47	25	24	2.32	51.1%
	既修者コース合計		290	265	135	77	50	1.96	37.0%
	総計		404	374	182	102	74	2.05	40.7%

(参考) 履修免除試験の実施結果

入試方式		B 方式	D 特別方式	E 特別方式	5 年一貫型	合計
①入学者数		39	4	4	3	50
②志願者数		31	5	5	1	42
③受験者数		27	4	5	0	36
④受験率 (③÷①)		69.2%	100.0%	125.0%	0.0%	72.0%
⑤合格者数 (単位認定)	民事訴訟法	3	2	0	0	5
	刑事訴訟法	2	3	2	0	7

※ 5 年一貫型教育選抜入学試験の合格者は、履修免除試験に合格しなくても民事訴訟法 I と刑事訴訟法 I の単位が認定される（行政法 A の単位も認定される）が、それでも 1 名の出願があったので本人確認を済ませた上で記録してある。

(参考) 2023 年 4 月入学入試～2021 年 4 月入学入試の実施結果の概況比較

年度	日程	志願者数			合格者数			入学者数		
		未修	既修	合計	未修	既修	合計	未修	既修	合計

2023 年度	前期日程	44	106	150	17	49	66	24	50	74
	中期日程	38	84	122	17	37	54			
	後期日程	32	93	125	13	43	56			
	5年一貫型	—	7	7	—	6	6			
	合計	114	290	404	47	135	182			
2022 年度	前期日程	46	97	143	18	49	67	16	43	59
	中期日程	29	78	107	13	28	41			
	後期日程	25	74	99	10	25	35			
	5年一貫型	—	7	7	—	5	5			
	合計	100	256	356	41	107	148			
2021 年度	前期日程	35	67	102	11	36	47	12	48	60
	中期日程	36	80	116	11	35	46			
	後期日程	20	66	86	7	28	35			
	合計	91	213	304	29	99	128			

入学者 74 名を確保することにより入学定員 70 名を充足することができた 2023 年 4 月入学入試は、2022 年 4 月入学入試と 2021 年 4 月入学入試に引き続き、競争倍率 2.0 倍以上を確保することができた。競争倍率の計算に含まれない 5 年一貫型教育選抜入学試験を除くと、前期日程と中期日程と後期日程の個々についても 2.0 倍以上を確保することができたが、年間を通じては前年度の約 2.10 倍から約 2.05 倍に微減した。

厳正な入試の執行の結果として、所期の競争倍率を確保しながら、法学未修者については募集人数 20 名に対して 24 名の入学者を、法学既修者については募集人数どおり 50 名の入学者を確保することができた要因には、独自の奨励奨学金の給付（納付される授業料との相殺）を確約する合格発表の様式がある。2023 年度の新入生に対するアンケートの集計結果でも、回答者 56 名（法学未修者 18 名＋法学既修者 38 名、立命館大学出身者 22 名＋他大学出身者 34 名）のうち 37 名が「本学へ入学を決定した理由（上位 3 つを選択してください）」という問いに対して「奨学金などの経済的サポート」を選んでおり、これが 29 名に選ばれている第 2 位の「自習室（キャレル）・図書館などの設備・学習環境」や 12 名に選ばれている第 3 位の「教員の知名度・教員構成など」を大幅に上回る第 1 位の進学先法科大学院選択の主要因になっている。また、「志望法科大学院の受験を決めるときに重視していたこと（特に重視したものを 3 つまで選択してください）」という問いに対しては、35 名に選ばれている「学習サポート体制」が第 1 位であるが、32 名に選ばれている「経済的サポート」が僅差の第 2 位であり、17 名に選ばれている第 3 位の「司法試験合格率」や 15 名に選ばれている第 4 位の「司法試験合格者数」を大きく引き離している。他大学の法科大学院と併願していたという 42 名（他大学の法科大学院 1 校と併願 18 名＋2 校と併願 10 名＋3 校と併願 11 名＋4 校以上と併願 3 名）のうち 16 名が他大学の法科大学院を第 1 志望としながら入学してくれており、第 1 志望校にも合格していたのかは判然としないが、アンケートの集計結果の全般からは、奨励奨学金が本学の法科大学院の競争力を担保していることが推察される。

このとおり入学者数が順調に回復してきた近年では、3 種の奨励奨学金のうち奨学金 S（年間授業料相当額の 2 年分）と奨学金 A（年間授業料相当額の 1 年分）を合計 15 名に、奨学金 B（年間授業料の半額弱の 60 万円）を 40 名に、それぞれ給付する（授業料の納付時に相殺する）という規程に定められている仕組みの予算の上限を超過してしまっており、もはや在学生の採用枠を極度に圧迫してしまっているが、奨励奨学金の魅力は、やはり志願者の大幅増をもたらしてきた要因の 1 つでもあると推察される。2021 年 4 月入学入試の合計 304 名から、2022 年 4 月入学入試の合計 356 名を経て、2023 年 4 月入学入試には合計 404 名の志願者を得ることができたことが入学定員の充足を実現した好況の背景にあるが、2023 年 4 月入学入試の合格者の歩留率が

約 40.7%であったことが前年度の約 39.2%からの微増であることには、前期日程の不合格者ばかりでなく合格者も中期日程や後期日程の受験者となり、中期日程の合格者も後期日程の受験者となる従前の傾向が拡大していることも反映されているから、より手厚い奨学金の給付を獲得目標にした複数回の受験が志願者数の増大にも寄与している。志願者数と受験者数が増えたことにより合格者数も増えたことは、2023 年 4 月入学入試の履修免除試験の受験者数が前年度の 23 名から 36 名に増えたところにも如実に反映されている。

2023 年 4 月の新入生 74 名（法学未修者 24 名＋法学既修者 50 名）のうち 31 名（法学未修者 4 名＋法学既修者 27 名）が立命館大学出身者であり、その大多数が法学部の卒業生であることから当然に集中している法学既修者の新入生は、過半数が立命館の文学部を含む学部 of 卒業生である。他大学出身者は、総じて広く薄く分布しており、法学未修者に近畿大学からの 4 名が、法学既修者に同志社大学からの 3 名が、それぞれ含まれているのを除くと、法学未修者と法学既修者の双方とも各 1～2 名である。もっとも、立命館出身の新入生は、前年度の 35 名を下回っており、そもそも出願者数が前年度の延べ 159 名（法学未修者 20 名＋法学既修者 139 名）から 138 名（法学未修者 16 名＋法学既修者 122 名）に減少していた。また、立命館出身の合格者の歩留率も前年度の約 47.3%から 41.3%に低下した。前年度が初年度であった 5 年一貫型教育選抜入学試験は、前年度と同数の志願者数と受験者数であり、前年度に引き続き、募集人数 15 名（法学既修者 50 名の内数）の半数にも満たなかった。5 年一貫型教育選抜入学試験ばかりではない本学の法学部との相互協力関係は、法務研究科の開設以前（設置準備段階）より、その生命線を構成してもいるから、これを太く長くしなければならない。

なお、2023 年 4 月入学入試を実施していた 2022 年度には「専門職大学院」として「認証評価」（学校教育法第 109 条第 3 項本文）を受審しており、その認証評価機関である公益財団法人日弁連法務研究財団の評価員から現地調査（2022 年 10 月 3～5 日）の第 2 日に試験答案の取扱方法に関する指摘を受けた。その要点は、複数の採点委員による採点が相互に独立して公正に遂行されたことを採点後に保管されている解答用紙の状態からも確認されるためには、採点委員が解答用紙に書き込まず、下線を施したりもしないようにすることが求められるということにある。現地調査の最終日に入試担当の副研究科長が回答したとおり、本来的には評価対象後の後発事象になる期中の改善策ではあったが、後期日程の入試の採点業務（2023 年 2 月 6 日）には、採点委員に配付される採点要領（回収資料）に「得点以外は何も書き込まないこと」を追記して、採点業務の開始に先立ち、その趣旨を入試担当の副研究科長が重要な新規追加事項として説明した。

② 入試広報の実施状況

2023 年 4 月入学入試のための募集広報方針（入学者確保戦略）は、過年度より引き継がれてきた軸に沿い、概ね前年度と同様に進められた。過年度より年度当初の入学政策委員会と教授会において確認されてきた内容と方法の要点は、次のとおりである。

【重点ポイント（内容）】

- ・ 5 年一貫型特別選抜入試の周知
- ・ 他大学法曹コース生を対象とした E 特別方式の入試回数増について周知
- ・ 充実した教育内容、奨学金、エクテン講座、キャリア支援
- ・ 法曹業界の求人状況、収入など、魅力を正確に伝える
- ・ 予備試験のリアルな現実をきちんと伝え、法科大学院との併願を推奨

【重点ポイント（方法）】

- ・ 対面の企画が多く実施できないことから入試資料配架先を増やす（本学志望者が多い大学を中心に広報する）
- ・ WEB ミーティング方式と対面方式を利用し、参加方式について希望を募る形式での企画を実

施する

- ・ 法学部と連携し、本学法学部法曹コース生を中心に学内広報の企画を新設する
- ・ ホームページの整備を行い正確な情報を発信するとともに、他大学と比較し見やすくする（社会人率の追加掲載含む）

法務研究科独自の恒例企画のうち、年度最初の説明会（2022年6月4日（土）13：00～14：30）には、28名の参加があった。小論文、憲法、民法、商法、刑法の全科目についてウェブサイト公表されている過年度の出題を例に挙げながら、それぞれの形式などを案内した入試問題説明会（6月12日（日）13：00～15：00）には、56名の参加があった。朱雀キャンパス中川会館の教学施設（2階の自習室や法廷教室などの教室のほか、地階のリサーチライブラリなど）を案内するキャンパス見学会（7月3日（日）AM/PM各1回）には計11名の参加があった。前期日程の全科目の出題について案内することにより中期日程への出願を促進した入試問題解説会&説明会（9月3日（土）13：00～15：00）には、35名の参加があった。立命館大学の当時の事業継続計画（Business Continuity Plan）レベルに準拠して、キャンパス見学会のほかは、Zoomミーティングによるオンライン開催にしたが、総じて盛況であった。

全学（大学院課主管）の大学院進学説明会も、すべてZoomミーティングによるオンライン開催であったが、春学期の全4回（5月9日（月）18：00～19：00、5月20日（金）18：00～19：00、5月29日（日）10：30～11：30、6月11日（土）10：30～11：30）には、それぞれ4名、3名、5名、4名の参加があった。また、秋学期は、全4回のうち2回（11月14日（月）18：00～19：00、11月23日（水・祝）18：00～19：00）の機会を利用したが、それぞれ1名、5名の参加があった。過年度より脈々とながらも細々と取り組んでおり、各回の参加者数が極端に少ない場合には、参加者の希望に応じて相談会のような要素も盛り込むことにより、臨機応変に全学の広報企画の枠組みを利用している。

本学法学部の法曹進路プログラム／法曹コース説明会の開催に協力して、連携先の法科大学院として手伝う機会も募集広報の好機と捉えて、春学期と秋学期に各1回、衣笠キャンパス存心館の法廷教室に出かけた。法科大学院のカリキュラムなどのほか、5年一貫型教育選抜入学試験の制度設計も案内した4回生・3回生早期卒業候補者向け説明会（6月17日（金）18：00～19：00）には、30名の参加があった。数年後の法科大学院進学が期待される1回生向け説明会（11月16日（水）15：00～16：00）には、99名の参加があった。ほかにも神戸大学と名古屋大学と中央大学の法科大学院を連携先として協定を締結している法学部の説明会であるが、会場の椅子が不足することにもなった後者の盛況は、学内進学者の増大に結実することも期待される。法学部のジュリナビ企画「法務・法曹キャリアガイダンス―法律を活かして拓ける進路」には、前年度に引き続き参加を要請されることがなく、法学部の学修支援企画「法科大学院教員が教える法律専門科目の答案の書き方講座―Aが取れる答案作成法」は、前年度に引き続き実施されなかった。

学外においては、オンライン開催の法科大学院キャラバン（4月23日（土）13：30～17：30）の仮想ブースとして設置された個別の説明会に15名の参加があった。読売新聞社の法科大学院説明会（6月25日（土）13：30～17：00、TKPガーデンシティ御茶ノ水）は、全10校のうち都内の8校が参加者の人気を集めていたが、各15分間の全体会場プレゼンテーションの時間に柔軟な関西弁も駆使して最大限のアピールを展開することにより、その後の個別相談にも5名の来訪を得た。朝日新聞社の法科大学院説明会（7月3日（土）12：30～16：30）には、前年度に引き続き資料を送付するのにとどまった。

他大学の法学部生に対する個別または合同の説明会としては、前年度に引き続き、京都女子大学（6月11日（土）15：00～16：00）、近畿大学（5月30日（月）12：20～13：10）、香川大学（6月29日（水）12：30～12：50）があり、いずれもZoomミーティングによるオンライン開催

であったが、それぞれ先方の教職員などを除いて7名、39名、7名の参加があった。京都女子大学法学部には、説明会に先立ち、ウェブサイトに掲載される法科大学院進学希望者向けの案内の文章も提供した。香川大学法学部のみは、合同の説明会であったが、同志社大学と関西学院大学の法科大学院の間に割り当てられた10分間は、前年度20名の3分の1ほどしか参加していない残念な時間帯であった。過年度の進学者の活躍ぶりなどを案内する説明会を構想した大学のほか、近隣の私立大学においても個別の説明会の実施を検討したが、諸般の事情により実現することができなかった。なお、過去3年以内に現役学生の出願があった大学を中心に個別または合同の説明会の開催を打診するという従前の方針は、それ自体として変更されることなく維持されている。

学外への2023年度入学試験要項などの資料送付先は、読売新聞社の法科大学院説明会に際して事前に送付していたのを除き、前年度と同じく、大阪経済法科大学法学部、香川大学法学部、京都女子大学法学部、近畿大学法学部（各25部）のほか、伊藤塾京都校とアガルート大阪ラウンジとLEC東京リーガルマインド大阪本部（各25部）、辰巳法律研究所大阪本校（20部）であった。学内外からの資料請求は、547件（本学ウェブサイトから395件＋フロムページから80件＋スタディサプリから72件）あり、前年度の538件（本学ウェブサイトから391件＋フロムページから87件＋スタディサプリから60件）を上回った。2020年度中は466件、2019年度中は355件、2018年度中は326件であったから、着実に漸増している。朝日新聞と読売新聞のほか、スタディサプリの法科大学院冊子などに広告を出稿したのも、前年度までの広報の方法を踏襲した。

なお、オンライン説明会の開催時などにも有効なツールとして活用されてきた法務研究科のウェブサイトには、入試特設ページもあり、とりわけ同志社大学、関西学院大学、関西大学のウェブサイトに見劣りしていることがないように定期的に点検、更新されている。このような側面からも資料請求の件数や志願者数の増大が促進されていると推察される。また、法務研究科のパンフレットの最新版は、中央大学の法科大学院の分厚いパンフレットの構成なども参考にして前年度版からのブラッシュ・アップの構想を練り上げ、たとえば司法試験の合格発表（2022年9月6日）を受けて司法修習中の修了生の清々しい声なども頼もしい先輩の体験談として掲載する美しい構成に仕上がっている。よりの確な広報予算の活用方法により、さらに魅力的な広報誌面に仕上げていくことが今後の課題である。

③ 合格者対象企画の実施状況

過年度より秋学期に3回の合格者ガイダンスが実施されてきたのを変更することなく、2023年4月入学入試の合格者を対象とするガイダンスを実施するとともに、恒例の連動企画として入学前プログラムの民事訴訟法と刑事訴訟法の学習会や刑法と民法と憲法の事前学習会を開催した。これらのうち民事訴訟法と刑事訴訟法の各4回の学習会は、その成功が履修免除試験の受験者の大幅増と合格者の微増に直結した。

朱雀キャンパス中川会館の教室とZoomミーティングを併用したハイブリッド形態により開催された合格者ガイダンスの第1回（2022年10月16日（日）13:00～15:30）には、前期日程と中期日程と5年一貫型教育選抜入学試験の合格者126名のうち47名（立命館大学法学部生21名＋その他の合格者26名）が参加を申し込んでくれたが、実際には25名（立命館大学法学部生12名＋その他の合格者13名、法学未修者8名＋法学既修者17名）の参加にとどまった。前年度の参加者数34名（法学未修者7名＋法学既修者27名）を下回り、日本列島がコロナ禍に見舞われはじめた前々年度の参加者数25名（法学未修者7名＋法学既修者18名）と同数にとどまったが、入学政策委員会と教授会（双方とも2022年12月13日）により了承された2023年度入試第1回合格者ガイダンス実施報告には、「アンケート結果から見るとガイダンスの内容としては参加者の満足度は非常に高く、合格者の話が聞けたことや、先生方からの講義等で、入

学前から司法試験合格までの道筋を知る良い機会となり、法科大学院入学へ誘引する良い機会となったと考えられる」と記載されている。

朱雀キャンパス中川会館の教室と Zoom ミーティングを併用したハイブリッド形態により開催された合格者ガイダンスの第 2 回（2023 年 1 月 15 日（日）13：00～16：00）には、前期日程と中期日程と 5 年一貫型教育選抜入学試験の合格者 126 名のうち 28 名（法学未修者 9 名＋法学既修者 19 名）の参加があった。前年度の参加者数 23 名（法学未修者 6 名＋法学既修者 17 名）を辛うじて上回った。入学政策委員会（2023 年 2 月 7 日）と教授会（2023 年 2 月 14 日）により了承されている 2023 年度入試 第 2 回合格者ガイダンス実施報告には、改善検討課題として、次の記載もある。「ここ数年志願者数が増えてきており、それに伴いガイダンスの出席者数も微増していることに伴い、個別相談会の時間枠を検討する必要がある。現時点では一人 10 分という短い相談時間のため、希望者にとって十分な相談時間が取れていない。次年度開催時は時間配分の見直しを検討する必要がある」。

もっぱら朱雀キャンパス中川会館の教室において開催された合格者ガイダンスの第 3 回（2023 年 2 月 26 日（日）13：30～15：30）には、2023 年 4 月入学入試の合格者 182 名のうち 40 名（法学未修者 17 名＋法学既修者 23 名）の参加があった。前年度の 15 名（法学未修者 5 名＋法学既修者 10 名）を大幅に上回ったのは、志願者と受験者の増大により合格者も増大していたことのほか、履修免除試験とは別の日にオンライン開催の前年度よりも参加しやすかったためではないかと推察される。入学政策委員会と教授会（双方とも 2023 年 3 月 14 日）により了承された 2023 年度入試 第 3 回合格者ガイダンス実施報告には、当日の様子として、「入学予定者にとっては教員や修了生と直接的な交流出来たため良い機会になったと見受けられた。リアルな交流により、良い関係性が築けたようであった」という記載がある。もっとも、改善検討課題として、次の記載もある。「未修修了者にも協力をお願いをしたが日程の都合がつかなかった。そのため今回協力いただいた 3 名の既修修了生に未修対応をしてもらったが、未修経験が無いためカリキュラムの質問が出た際の回答が難しかったとの意見があった。今後の企画実施にあたり、今回のように未修者の協力を得ることが出来ない場合には既修修了生への未修コースの情報提供等が必要である」。

以上 3 回の合格者ガイダンスは、いずれも直近または近年の司法試験の合格者でもある優秀な修了生に参加協力してもらうことにより実施した。2023 年 4 月入学入試の実施結果として入学定員 70 名を超過した 74 名（法学未修者 24 名＋法学既修者 50 名）の新入生からも、やがて司法試験に合格した後に母校の後輩を迎える企画に参加協力してくれる模範的な修了生が多く生まれることに期待される。

第 1 回の合格者ガイダンス以後に実施された民法の通信添削は、その第 1 回に 19 名が、その第 2 回に 15 名が、それぞれ答案を提出してくれた。それぞれ前年度の 7 名と 5 名を大幅に上回ったが、前年度と同じく提出後 10 日以内に添削済答案が返却された。ハイブリッド形態により開催された民法の事前学習会（12 月 6 日（日）13：00～16：05）には、16 名（教室 4 名＋Zoom ミーティング 12 名）の参加があり、これも前年度の 4 名（教室 2 名＋Zoom ミーティング 2 名）を上回る好況であった。

第 3 回の合格者ガイダンスの後に実施された刑法（第 1 回 2023 年 3 月 3 日（金）13：00～14：30、第 2 回 3 月 13 日（月）13：00～14：30）と民法（第 1 回 3 月 10 日（金）13：00～14：30、第 2 回 3 月 20 日（月）13：00～14：30）と憲法（第 1 回 3 月 6 日（月）13：00～14：30、第 2 回 3 月 17 日（金）13：00～14：30）には、総計 27 名の合格者が翌月の入学予定者として参加を申し込んでくれ、初年度であった前年度の総計 21 名を上回った。前年度と同じく実際には答案を提出しない申込者も少なくなかったが、全面オンライン実施からハイブリッド形態に変更したこともあってか、申込者の多くが出席した立命館大学法学部の卒業式・学位授与式の日に重なってしまう不都合の生じた民法の第 2 回を除き、前年度の各科目の各回よりも多くの参加者が

あった。いずれも司法試験予備試験論文式試験の答案を事前に提出してもらい、その添削と返却を済ませてから解説講義を実施したが、各科目の各回の参加者数は、刑法の2021年度の過去問を利用した第1回が20名、2022年度の過去問を利用した第2回が19名、民法の2021年度の過去問を利用した第1回が21名（教室7名+Zoomミーティング14名）、2022年度の過去問を利用した第2回が9名（Zoomミーティング9名）、憲法の2020年度の過去問を利用した第1回が24名（教室7名+Zoomミーティング17名）、2021年度の過去問を利用した第2回が22名（教室7名+Zoomミーティング15名）であった。入学後に書き直した答案を再提出して再添削を要望してくれた参加者もあり、実施日程や実施体制からしても任意参加の小規模の学習会であるのにとどまるが、入学後に優等生となることも期待される者も含まれる積極的な合格者の意欲的な入学準備を促進することができた。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）やアドミッション・ポリシー〈入学者選抜の方針〉を改定する予定はなく、2024年9月入学入試を実施する予定もない。2025年4月入学入試の基本的な方針は、総じて堅調であった2023年4月入学入試の基調を維持する2024年4月入学入試から変更する予定がない。従前のとおり、前期日程と中期日程と後期日程の入試の各方式のほか、立命館大学法学部との連携協定に基づく5年一貫型教育選抜入学試験を実施する。

2. 入学定員管理

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）とアドミッション・ポリシー〈入学者選抜の方針〉の文面には、上掲のとおり、「1学年に法学未修者を20名程度、法学既修者を50名程度受け入れます」と記載されているが、2023年度入学試験要項などには、法学未修者20名と法学既修者50名という募集人数が明記されている。2023年4月入学入試を実施した結果、2023年度の新入生として、法学未修者24名（募集人数20名の120%）と法学既修者50名（募集人数50名の100%）の合計74名（入学定員70名の約105.7%）を迎え入れることができた。

過去5年間の入学者数の推移は、2022年度4月入学入試の結果が法学未修者16名（募集人数20名の80%）と法学既修者43名（募集人数50名の86%）の合計59名（入学定員70名の約84.3%）、2021年度4月入学入試の結果が法学未修者12名（募集人数20名の60%）と法学既修者48名（募集人数50名の96%）の合計60名（入学定員70名の約85.7%）、2020年度4月入学入試の結果が法学未修者8名（募集人数20名の40%）と法学既修者38名（募集人数50名の76%）の合計46名（入学定員70名の約65.7%）、2019年度4月入学入試の結果が法学未修者13名（募集人数20名の65%）と法学既修者34名（募集人数50名の68%）の合計47名（入学定員70名の約67.1%）、2018年度4月入学入試の結果が法学未修者11名（募集人数20名の55%）と法学既修者20名（募集人数50名の40%）の合計31名（入学定員70名の約44.3%）であったから、過去最少の入学者数に落ち込んだ2017年度4月入学入試の結果が法学未修者2名（募集人数20名の10%）と法学既修者16名（募集人数50名の約32%）の合計18名（入学定員70名の約25.7%）であったところから、着実に回復してきたことになる。なお、入学定員の充足は、法務研究科の開設初年度の新入生（第1期生）が当時の入学定員150名を上回る166名（約110.7%）であった2004年4月入学入試の結果から19年ぶりのことである。

（参考）最近10年間の入学者数の推移

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018	2017	2016	2015	2014
未修	24	16	12	8	13	11	2	13	16	15
既修	50	43	48	38	34	20	16	17	27	27
合計	74	59	60	46	47	31	18	30	43	42

また、おりしも 2022 年度に「専門職大学院」として「認証評価」（学校教育法第 109 条第 3 項本文）を受審したところ、公益財団法人日弁連法務研究財団より、「学校教育法に基づく認証評価の結果、当財団が定める法科大学院評価基準に適合していることを認定する」と明記された認定証が発行（2023 年 3 月 31 日）されているが、この「法科大学院評価基準」の 7-2 学生数（2）入学者数の項目には、「入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと」があり、その語注に「入学定員の 110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失っていないこと」と記されている。この認証評価基準にも照らしてみると、2023 年 4 月入学入試の結果は、「入学定員の 110%以下」という「標準」にも適合していたことになる。

なお、立命館大学大学院学則第 6 条の表に定められている法務研究科の収容定員が入学定員の 70 名に 3 を乗じた 210 名であるのは、第 40 条ただし書に「法務研究科の標準修業年限は 3 年とする」と定められているのに対応しているが、法学既修者として入学すると、第 44 条第 1 項に基づく在学期間の短縮により実質的な標準修業年限が 2 年になるのが通例であるから、その募集人数が 50 名であることから容易に推算されるとおり、収容定員 210 名が充足されることは、おそろしく非現実的かつ非理想的である。大学基準協会から改善課題との提言を付される基準が、専門職学位課程については、修士課程や博士前期課程と同じく収容定員充足率 0.50 未満であるが、法科大学院の場合は、仮に何年も連続して入学定員を充足しても収容定員充足率 0.76 程度にしかないという簡単な計算が成り立つ構造がある。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）やアドミッション・ポリシー〈入学者選抜の方針〉を改定する予定はなく、2024 年 9 月入学入試を実施する予定もない。2025 年 4 月入学入試の基本的な方針は、これまでどおり、5 年一貫型教育選抜入学試験を除いて全日程の全方式を通算した競争倍率が 2.0 倍を下回ることなく、法学未修者と法学既修者の新入生の学力水準が厳正な入試の執行により無理なく担保されると見込まれる範囲において、立命館大学大学院学則第 6 条の表に定められている入学定員 70 名と 2025 年度入学試験要項に記載する法学未修者 20 名、法学既修者 50 名の募集人数の充足を追求することにある。そのためには、法曹コースの連携先でもある立命館大学法学部との密接な提携が必須であり、その充実に引き続き努める。

また、2024 年 4 月入学入試より福岡会場を設置しないことにしているのは、九州方面からの前途有望の入学者を迎え入れようとする方針が変更されたわけではないので、募集広報方針（入学者確保戦略）としては、過年度の優良な実績がある九州地方の大学の法学部における個別の説明会の開催も企画する。四国地方についても引き続き検討するが、近隣の大学の法学部に打診して個別の説明会を開催する計画も引き続き遂行する。合格者ガイダンスや入学前プログラムも、総じて良好に機能しているので、拡充の予定はないが、引き続き、多数の志願者を獲得するとともに、合格者の歩留率を維持、向上させ、入学者の準備を効果的に促進するために実施する。

3. 法曹コース

立命館大学大学院法務研究科は、立命館大学法学部との間に、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）第 6 条第 1 項に基づく「法曹養成連携協定」を締結しており、2021 年度より、この文部科学大臣の認定を受けている「法曹養成連携協定」に基づき、同条第 3 項第 2 号に定められている「連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜」を、「文部科学省令で定めるところにより、連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜」として実施している。この「連携法曹基礎課程」に該当する立命館大学法学部の法曹コース「法曹進路プログラム」の修了生を新入生として受け入れるための 5 年一貫型教育選抜入学試験は、その初回が 2021 年 9 月 26 日に実施され、その出願者と受験者は 7 名、合格者は 5 名であった。2022 年度も引き続き 5 年一貫型教育選抜入学試験を実施するほか、立命館大学法学部との緊密な連携により、文字どおりの 5 年一貫型教育を充実させるため、引き続き

法務研究科の専任教員が法学部の「法曹進路プログラム」の授業科目を担当する体制を維持することを基本方針にしてきた。また、とりわけ 2023 年度より法科大学院在学中の司法試験の受験が可能になることも見据えて、法学部との連携を強化することも 2022 年度の方針に反映されてきた。

予定どおり 2022 年 9 月 25 日に実施された第 2 回（2 年目）の 5 年一貫型教育選抜入学試験には、前回と同じく 7 名の出願があり、前年度と同様の「法曹進路プログラム」の成績状況と面接評価による判定の結果、うち 6 名が合格した。立命館大学法学部の連携先には、ほかにも中央大学、名古屋大学、神戸大学の法科大学院があり、「法曹進路プログラム」の優秀な修了者は、これらをはじめとする全国の法科大学院に輩出されているが、引き続き立命館大学において学ぼうとする前途有望の優秀な法学部生は、減少しなかった。こうした概況については、2022 年 11 月 7 日の連携協議会と翌日の「連合教授会」において、法務研究科の側より法学部の側に対して報告された。2021 年 9 月 26 日に実施された初回の 5 年一貫型教育選抜入学試験の合格者 5 名のうち、2022 年度の新入生として現在も在籍しているのは 3 名にとどまり、人数が少ないので分析困難ではあるが、今後の取り組みのためにも、入学後の成績状況も点検してきた。なお、自校連携の強みを活かすために、2022 年 6 月 17 日と 11 月 16 日には法務研究科副研究科長（入試担当）が法学部の「法曹進路プログラム」説明会に出向いて法科大学院や司法試験の仕組みを説明した。

立命館大学法学部の「法曹進路プログラム」の 1 期生が立命館大学大学院法務研究科に在学中の 2023 年 7 月 12 日より実施される司法試験を受験することが可能になることを見据えて、その結果に注視する。第 3 回（3 年目）の 5 年一貫型教育選抜入学試験には、過去 2 回よりも多くの志願者が得られるように努めるため、さらに立命館大学法学部との連携を深める。引き続き「法曹進路プログラム」の授業科目を担当する法務研究科の専任教員による日常的な取り組みなどを通じて、別種の入学試験にも立命館大学法学部の在学生や卒業生から多数の出願が得られるように努める。

VI 学習・進路就職支援

1. 学習支援

昨年度から今年度に切り替わるのを待つことなく開始したオリエンテーションの期間（2022 年 3 月 31 日～4 月 3 日）に、59 名の新入生に対して、学籍・学修生活ガイダンス、ハラスメント研修、カリキュラム・履修の進め方ガイダンスを実施したほか、新入生歓迎式典やクラス担任、副担任が主催するクラス懇談会の初会合などを実施した。また、オリエンテーションの期間の最終日には、エクステンションセンターによる司法試験対策ガイダンスが実施され、新入生サポート制度も初回のグループ懇談会により始動した。

クラス担任や副担任による個人面談は、今年度の春学期と秋学期にも 1 回ずつ実施された。また、法学既修者コースの新入生には、入学直後の春学期の前半期にフォロー・アップ面談も実施された。これらを通じて、すべての学生に対する個別の履修指導が進められ、課外講座の利用の実態なども含めて、それぞれの学修の状況が担任や副担任により教授会に報告された。フォロー・アップ面談を通じては、入学試験の憲法、民法、商法、刑法の得点も振り返りながら得意科目や苦手科目を自覚してもらい、国家試験の受験に向けて能率的、系統的に履修してもらうのに必要な助言などが与えられた。

すべての専任教員が週に 1 授業時間（90 分間）以上のオフィス・アワーを設定して、基本的には事前に予約した学生の個別質問や学修相談に対応する体制は、今年度も構築され、つつがなく運用された。正課授業の時間割の都合により、別の専任教員の担当科目と競合する時間帯に設定されていた場合もあり、個人研究室を訪問して質問をしようとする学生に不都合が生じてし

もう場合もあったが、学生の希望に応じて既定のオフィス・アワーとは別の日時に迎えるなどの臨機応変の対応により、そのような不都合が実質的に解消された場合もあった。

各学期の授業懇談会は、それぞれ 2 回の法務研究科大学院生協議会との事務折衝において申し合わせられた要領により実施された。今年度の春学期は、6 月 13 日（月）第 4 時限の時間帯に法学未修者コース 1 年次の学生との懇談会が対面形式により実施され、6 月 14 日（火）第 5 時限の時間帯に法学未修者コース 2 年次、法学既修者コース 1 年次の学生との懇談会がハイブリッド方式（Zoom ミーティング併用）により実施された。今年度の秋学期は、12 月 6 日（火）第 4 時限の時間帯に法学未修者コース 2 年次、法学既修者コース 1 年次の学生との懇談会がハイブリッド方式（Zoom ミーティング併用）により実施され、12 月 20 日（火）第 3 時限の時間帯に法学未修者コース 1 年次の学生との懇談会が対面形式により実施された。いずれも大学院生協議会による授業科目別の独自アンケートの集計結果を基礎資料として濃密な意見交換の場となり、とくに春学期には法曹を目指す学生に基礎を修得してもらう授業科目の配置の含意などについても理解を深めてもらう機会にすることができたが、両学期ともに法学未修者コース 2 年次、法学既修者コース 1 年次の学生の懇談会に参加してくれた法学既修者コース 1 年次の学生が僅少であったことが次年度に向けての大きな反省点として残された。なお、授業懇談会の実施の概要については、今年度も学期ごとに教授会に報告された。

2. 進路就職支援

司法試験法（昭和 24 年法律第 140 号）第 4 条第 1 項第 1 号に定められているとおり、「法科大学院の課程を修了した者」は、「その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間」について、司法試験の受験資格を有する。この国家試験は、同法第 7 条に「毎年一回以上行う」と定められているが、実際には毎年 1 回限りの実施であるから、立命館大学大学院法務研究科の修了生に相応しく「21 世紀地球市民法曹」を目指して司法試験を受験して修了後のキャリアパスを切り拓く場合にも、受験のチャンスは 5 回である。これが主要なキャリアパスであることは、法務研究科が開設され、その最初の修了生が世に送り出されて以来まったく変わらないが、昨年度の教学総括の本欄にも記載されていたとおり、これとは別のキャリアパスを切り拓く修了生も少なくないことから、法務研究科としては、修了後に司法試験を受験して 5 年以内の合格後に「21 世紀地球市民法曹」となるキャリアパスばかりでなく、別種のキャリアパスを開拓しようとする学生の要望にも応答する制度を構築して運用してきた。

今年度もオムロンエキスパートリンク株式会社（京都市下京区塩小路通堀川東入）への業務委託により、各種ガイダンスのほか、とりわけ同社の専門相談員によるカウンセリングの機会を提供するという方針を維持してきたのは、修了後に司法試験を受験しない場合や受験して合格しない場合にも法務研究科における履修の成果を別種のキャリアパスの形成に活用することを効果的に支援するためである。「21 世紀地球市民法曹」以外のキャリアパスには、国家公務員や地方公務員の採用試験を受験したり、民間の企業や団体に就職したりすることにより開拓するものがある。また、司法試験に合格して「21 世紀地球市民法曹」の道に進む修了生が法律事務所への就職活動について支援を必要とすることもあり、このようなニーズにも対応することを今年度の方針としてきた。なお、このような今年度の方針は、最初にオムロンエキスパートリンク株式会社と業務委託契約を締結した 2018 年度より基本的に踏襲されてきたものであるが、さらなる利用促進策として、事前に予約していなくても、また、オンラインでも、なるべくカウンセリングが受けられるようにした。

オムロンエキスパートリンク株式会社の専門相談員 2 名の交替勤務によるカウンセリングの機会は、原則として毎週火曜日 10：30～17：30 に、キャリアサポートルーム（朱雀キャンパス中川会館 2 階）において提供され、事前に予約をしていない修了生や在学生在がキャリアサポートルームに来室した場合でも、利用時間枠が空いている場合にはカウンセリングが実施されたほ

か、必要に応じてはオンラインによるカウンセリングも実施された。2022年度の全37日間の提供予定のうち、2023年2月中までの36日間に50件の相談があり、2021年度の35件（昨年度の教学総括の本欄には2022年1月末までに33件のカウンセリングがあったと記載されているが、その後2件の追加があった）から大幅に増加した。提供時間枠の利用度も、2021年度の25.0%から2022年度（2023年2月末まで）は35.7%に大きく伸びた。必ずしも予約を必要とせず、オンラインでもカウンセリングを受けられるようにしたことが、このような利用の増大の主要因だと推察される。

新入生対象のガイダンス「法科大学院のキャリアサポートについて」（4月12日）と修了生対象のガイダンス「法科大学院・修了生対象キャリアデザイン」（6月7日）が実施されたほか、司法試験の合格発表の直後には、ガイダンス「司法試験合格後のキャリアプラン」（9月13日）も実施された。オムロンエキスパートリンク株式会社による正課外の「実践型インターンシップ」（8月31日～9月1日）には、2021年度に引き続き応募者が皆無であり、同社による企業説明会は、過年度の実績に照らすと多くの参加者が見込まれなかったことから、他大学との合同開催も検討されたが、結局のところ、参加企業との調整が不調に終わり、開催されなかった。

原則として月例のオンライン・ミーティング（2022年3月22日、5月10日、6月7日、7月5日、11月15日、12月13日、2023年1月24日）により、各種支援企画の進捗状況について、オムロンエキスパートリンク株式会社から報告を受け、とりわけカウンセリングの利用状況について利用者の顔ぶれや相談内容に関する都度の意見交換をおこなった。このミーティングには、同社の担当者と専門相談員、朱雀独立研究科事務室とエクステンションセンターの専任職員のほか、法務研究科副研究科長（学生担当）が参加した。

2023年度は、オムロンエキスパートリンク株式会社からの事業譲渡先であるパーソルエクセルHRパートナーズ株式会社（大阪府大阪市中央区城見2-1-61）と業務委託契約を締結して、引き続き法務研究科の在學生と修了生のキャリアパス形成支援を推進する。ただし、企業説明会については、今年度までの低調にかんがみ、業務委託契約の内容から除外する。これまでオムロンエキスパートリンク株式会社との業務委託契約により実施してきたキャリアパス形成支援は、2022年度に受審した日弁連法務研究財団による認証評価の現地調査（2022年10月3日～5日）においても、本学の法科大学院の特筆すべき強みとして評価されており、法科大学院在学中の司法試験の受験が可能となる2023年度は、これにともないカウンセリングなどの利用が増大すると見込まれる在學生に対しても、修了生に対しても、引き続き各種支援策を案内して利用を奨励する。

Ⅶ 教育支援体制

立命館大学大学院法務研究科の教学や学生支援など、主要な業務の全般は、過年度より変わることなく朱雀独立研究科事務室に配置されている「事務職員」（学校教育法第92条第1項）により大きく支えられている。かつては大学院法学研究科の博士課程後期課程の學生が法務研究科の教育活動を補助するTAとして法務研究科の學生から寄せられる質疑に対して授業時間外に回答してくれたり、授業時間中に実施される小テストの採点を補助してくれたりしていたが、近年はTAの採用実績がなく、今年度も法務研究科の教育支援体制として機能することがなかった。

次年度以降についても、TA制度の再稼働が具体的に予定されているわけではないが、この制度の廃止が予定されているわけでもない。朱雀独立研究科事務室を統括している事務長と法務研究科担当の「事務職員」の体制が、法科大学院の「教授会」（学校教育法第93条第1項）のほか、各種委員会の議決事項の執行など、広義の教学の全般を効率的かつ効果的に支援してくれている現状は、次年度以降も大きく変わることがないと見込まれている。

VIII 法務研究科の運営について

法務研究科運営上および教学上の重要事項を審議決定するため、長期休暇中を除いて、概ね隔週で法科大学院教授会を開催している。2022 年度においては、春学期に 10 回、秋学期に 11 回、合計 21 回の教授会を開催した。いずれも対面で開催した。

IX 2022 年度研究業績

教員名	種別	概 要			
		名称	単著共著	発行/ 発表年	発行所・発表雑誌等
大下 英希	論文	「送り付け商法規制の改正について」	単著	2022 年 10 月	消費者法ニュース 133 号 (73 頁-75 頁)
北村 和生	著書	「判例行政法入門〔第 7 版〕」	共著	2022 年 10 月	有斐閣
	著書	「行政不服審査法の実務」	共著	2023 年 2 月	第一法規 (488-535 頁)
	論文	「フランスにおける薬害と行政賠償責任——最近の行政裁判所判例について——」	単著	2022 年 6 月	立命館法学 401 号 (45-69 頁)
	論文	「判例評論・建設アスベスト訴訟神奈川ルート上告審判決 (最 1 小判令 3・5・17)」	単著	2022 年 10 月	判例時報 2526 号 (116-120 頁)
	論文	「行政指導の不作为と国家賠償責任」	単著	2022 年 12 月	民商法雑誌 158 号 (1-25 頁)
倉田 玲	論文	「投票を集計される権利」	単著	2023 年 3 月	立命館法学 405・406 号 (156-177 頁)
	その他	「市川正人著『司法審査の理論と現実』(書評)」	単著	2022 年 10 月	立命館アジア・日本研究 学術年報 3 号 (159-162 頁)
	その他	「小竹聡著『アメリカ合衆国における妊娠中絶の法と政治』(書評)」	単著	2022 年 12 月	政経研究 119 号 (79-85 頁)
坂田 隆介	論文	「憲法事例分析の技法(第 2 回)国家による宗教に対する援助と国家による宗教的活動 : 政教分離原則違反の判断枠組み」	単著	2022 年 5 月	『法学教室』500 号 (40-48 頁)
	論文	「性同一性障害者特例法「現に未成年の子がいないこと」要件の違憲性 : 自己の性自認に従って取り扱われる権利をめぐる」	単著	2022 年 5 月	『法学セミナー』67 巻 5 月号 (31-36 頁)
	論文	「憲法事例分析の技法(第 6 回)取材の自由と行政手続の適正性」	単著	2022 年 9 月	『法学教室』504 号 (61-69 頁)

島田 志帆	著書	「基礎から学ぶ商法」	共著	2022 年 5 月	有斐閣 (215-229 頁、 312-354 頁)
	著書	「会社法Ⅱファイナンス編 (ネオベーシック商法 3)」	共著	2022 年 5 月	北大路書房 (33-47 頁、 95-111 頁)
中村 康江	論文	「株主提案権と株主総会の 権限のあり方—SDGs 要素と 会社法」	単著	2022 年 9 月	法学教室 504 号 (10-14 頁)
	論文	「株主提案権の今日的意義 とその制度的限界」	単著	2023 年 3 月	立命館法学 405=406 号 (508-528 頁)
平野 哲郎	著書	「実践民事執行法・民事保 全法第 3 版補訂版」	単著	2022 年 5 月	日本評論社 (584 頁)
	論文	「医療水準論と医療施設の 特性、診療ガイドライン、 添付文書、医療事故調査報 告書」	単著	2023 年 3 月	立命館法学 405-406 号 (638-664 頁)
	その他	「医薬品添付文書と医師の 注意義務」	単著	2022 年 7 月	別冊ジュリスト 258 号 (94-95 頁)
	その他	「執行証書の要件としての 給付約束文言の必要性」	単著	2023 年 1 月	私法判例リマックス 66 号 (118-121 頁)
渕野 貴生	論文	「供述の自由保障としての 黙秘権と立会権」	単著	2022 年 4 月	川崎英明＝小坂井久編 『弁護士立会権—取調べ の可視化から立会いへ』 (日本評論社) (100- 109 頁)
	論文	「訴因変更における『不意 打ち』概念再考」	単著	2022 年 11 月	赤池一将＝石塚伸一＝斎 藤司＝武内謙治編『土井 政和先生・福島至先生古 稀祝賀論文集 刑事司法 と社会的援助の交錯』(現 代人文社) (397-415 頁)
	論文	「検察官司法の動向と改革 展望」	単著	2023 年 3 月	立命館法学 405・406 号 (681-700 頁)
松岡 久和	著書	「債権 エssenシャル民 法 3 [第 2 版]」	共著	2022 年 10 月	有斐閣 (99-124 頁)、 (253-348 頁)
	著書	「民法入門・総則 エッセ ンシャル民法 1 [第 5 版補 訂版]」	共著	2022 年 11 月	有斐閣 (35-46 頁)、(99- 164 頁)、(225-226 頁)
	その他	民法 177 条の第三者の範囲	単著	2022 年 10 月	商事法務 千葉恵美子・ 潮見佳男・片山直也編 『Law Practice 民法 I 【総則・物権編】[第 5 版]』(240-246 頁)
	その他	シンポジウム・担保法の現 代的課題 — 新たな担保法 制の構想に向けて	シンポ ジウム 参加者	2022 年 4 月	有斐閣 私法 83 号 (56- 119 頁) (司会)

			と共著		
	その他	デイリー六法 [令和 5 年版]	共著	2022 年 10 月	三省堂
湊 二郎	論文	「ドイツにおける計画確定決定の執行停止 (2・完)」	単著	2022 年 6 月	『立命館法学』401 号 (70-105 頁)
	論文	「計画確定決定が不可争になった後の救済 (1)」	単著	2022 年 12 月	『立命館法学』403 号 (119-151 頁)
	論文	「計画確定決定が不可争になった後の救済 (2・完)」	単著	2023 年 2 月	『立命館法学』404 号 (172-192 頁)
山口 直也	論文	「神経法学の序論的考察」	単著	2022 年 12 月	『立命館法学』403 号 (631-656 頁)
	その他	「神経法学と若年者の刑事裁判」	単著	2022 年 11 月	『刑法雑誌』61 巻 3 号 (588-594 頁)
和田 真一	著書	「Law Practice 民法Ⅱ債権編 (第 5 版)」	共著	2022 年 10 月	商事法務 (315-320 頁)
	その他	「プライバシー侵害-家裁調査官による論文公表」	共著	2023 年 2 月	民法判例百選Ⅱ [第 9 版] (164-165 頁)
和田 吉弘	著書	「基礎からわかる民事訴訟法 [第 2 版]」	単著	2022 年 4 月	商事法務
	著書	「コンパクト版 基礎からわかる民事訴訟法 [第 2 版]」	単著	2023 年 3 月	商事法務
小田 幸児	論文	「死刑事件における弁護活動」	単著	2023 年 3 月	『大阪パブリック法律事務所記念誌 熱心弁護の精神と実践』(150-154 項)

以上